

地域公共交通計画策定(見直し) スケジュールについて

地域公共交通計画とは

- 「地域公共交通計画」は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）第5条に基づく**法定計画**（努力義務化）
 - 地方公共団体が主体となり、地域住民、交通事業者、関係行政機関などで構成する「法定協議会」において協議しながら策定するものであり、「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする「**マスタープラン**」となるもの
 - 多様な輸送資源の活用による移動ニーズへの対応や、輸送サービスの持続可能性の確保等に資する計画
- < 亀山市 > R4～8年度 改正地域交通法に基づく法定計画として策定済



▲地域旅客運送サービスのイメージ

計画策定事項等

必須7項目

- ①地域旅客運送サービスの持続的な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
 - ②計画の区域
 - ③計画の目標
 - ④目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
 - ⑤計画の達成状況の評価に関する事項
 - ⑥計画の期間
 - ⑦その他計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項
- (このほか、立地適正化に関する施策との連携に関する事項、観光振興に関する事項、関係者相互間の連携に関する事項 等)

+ 国の定める定量的な目標の設定

+ 住民、地域公共交通の利用者等の意見を反映させるための措置

地域公共交通計画を作成するメリット

① 地域公共交通の将来像を明確化

- ✓ 地域にとって望ましい公共交通のあり方や方針を共有し、各種要望への対応や施策の方向性を明確にすることができる。

② まちづくり・観光施策との連携強化

- ✓ 公共交通を軸として、まちづくりや観光振興など関連施策と一体的に取り組むことができる。

③ 関係者間の連携強化

- ✓ 地域住民、交通事業者、行政等が協議しながら計画を策定することで、役割分担や連携体制の強化につながる。

④ 効率的な交通ネットワークの構築

- ✓ 鉄道、バス、タクシーなど各交通機関の役割を整理し、相互に連携した持続可能な交通体系の構築が図れる。

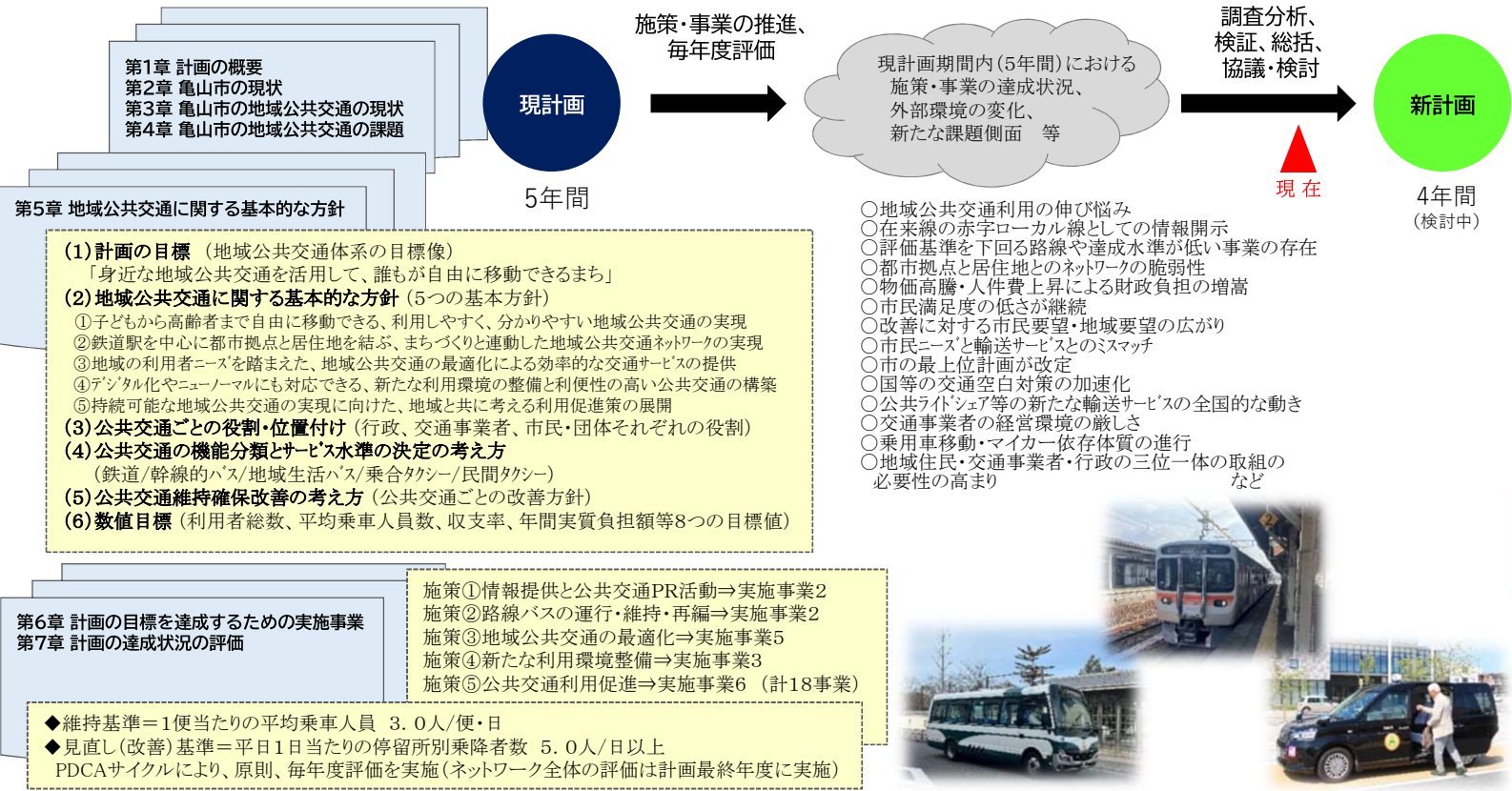
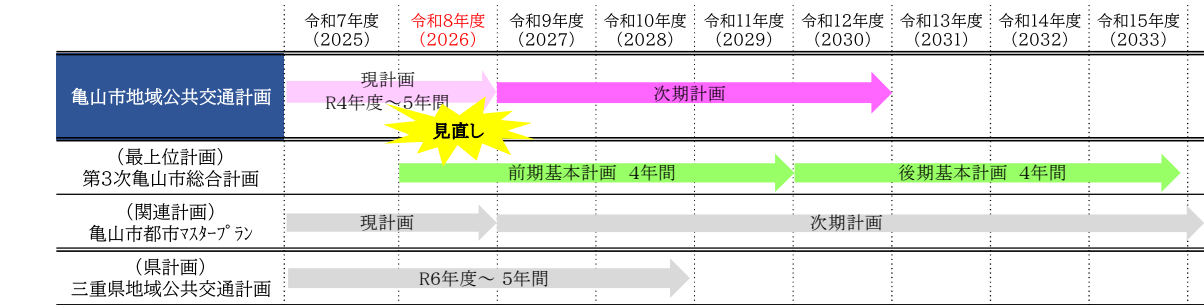
⑤ 施策の継続性・実効性の確保

- ✓ 目標や評価指標を設定し、PDCAサイクルによる継続的な改善を行うことで、施策の継続性と実効性を高めることができる。

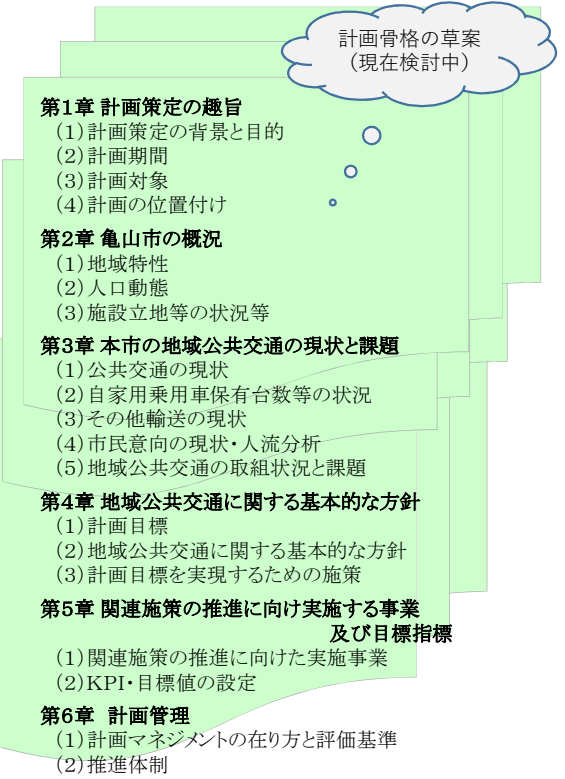
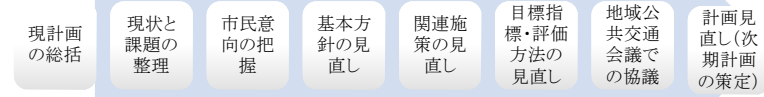
⑥ 国等の財政支援の活用

- ✓ 地域公共交通計画に基づく事業を実施することで、国等の補助制度を活用しながら効率的に施策を推進することができる。

『亀山市地域公共交通計画』の見直し

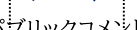


計画見直しの工程



<計画見直しに当たって>
■計画編成に大幅な変更はないが、計画期間の短縮と、それに応じた施策・事業・目標指標の整理を検討
■利用が低調な路線を中心に、再構築の可能性を検討
■三位一体の取組の充実を検討

「地域公共交通計画」の策定(見直し)スケジュール

区分	令和7年度	令和8年度													
	関連する取組	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
庁内での検討・協議	○第3次総合計画における関連施策・事業の位置付け 	基礎資料の整理、現計画の総括、 計画骨子案・現状と課題の作成					中間案の検討 			★ 中間案の作成	最終案の検討 		★ 最終案の作成	最終案の調整 	★ 計画の策定と公表
亀山市 地域公共交通会議 での協議等				第1回会議 ● 計画改定の目的、 計画スケジュールの説明		第2回会議 ● 現計画の総括、 現状と課題の協議			第3回会議 ● 目指す姿、 関連施策の協議		第4回会議 ● 目標値の設定、 評価方式の協議		第5回会議 ● パブコメの反映、 総括的協議と採決		
市民、各種団体、 交通事業者との取組	○人流の分析 ○市民アンケートの実施 ○小中学生の保護者 アンケートの実施 ○バス利用が低調な地域 における共創（三位一体） の取組（ワークショップ・共創 プラットフォーム）等	● 関係地域 との検討	 交通事業者へのヒアリング・ 補完調査、意見交換					 小中高生限定「コミバス無料 乗車キャンペーン」の実施 （学生層の意向調査）			 関係地域における検討・調整 交通事業者との検討・調整			 パブリックコメント の実施	
(参考) 市議会への報告 及び意見把握				(定例会)			(定例会)		○ 中間案 の説明	(定例会)	○ 最終案 の説明		(定例会)		